

町長とのランチ・ミーティング実施要領

1. 目的

この要領は、長柄町長とのランチ・ミーティング（以下「ミーティング」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とします。

2. 実施内容

長柄町役場又は自治会集会所、青年館、その他公民館等の町公共施設で町長と昼食を共にとりながら、参加者と意見交換を行います。

3. 実施時間

開庁日の午前11時30分から午後2時までの間で、食事時間を含めて2時間以内とします。

4. 参加対象者

長柄町民又は町内に勤務している18歳以上の方（直近の住所地が長柄町である、町出身の大学生、短大生、専門学校生等であって、当該学校に在学するため一時的に長柄町から当該学校の通学範囲内へ居所を移している者を含む）で構成する、概ね5～10人の団体、グループであって、以下に該当する者又は団体を除きます。なお長柄町内に勤務している方が参加される場合、事業主等に確認させていただく場合がございます。

- (1) 長柄町役場職員
- (2) 過去にミーティングに参加した者又は団体（ただし、待機している団体が無い場合はこの限りではありません。）
- (3) 政治団体又は宗教団体
- (4) 町と法律的に係争中の案件の当事者である個人又は団体
- (5) その他、ミーティングの趣旨に照らし適当でないと認められる団体

5. 意見交換のテーマ

町政全般に関することとします。ただし、以下に該当するテーマや内容のものを除きます。また、ミーティング中に当該テーマが提起された場合はミーティングを中断又は打ち切ることがあります。

- (1) 政治・宗教・営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体等に対する誹謗・中傷に関するもの
- (3) 町が法律的に係争中の案件に関わるもの
- (4) その他、ミーティングの趣旨に合わないもの

6. 参加者又は団体の募集

募集は、広報ながら、ホームページ等で行います。

7. 参加者又は団体の決定

- (1) 参加を希望する個人又は団体は、「町長とのランチ・ミーティング参加申込書」に意見交換しようとするテーマ等必要事項を記入し、希望日の1か月前までに企画財政課広報統計係へ提出してください。
- (2) 参加が承認された個人又は団体は、速やかに「ランチ・ミーティング参加者名簿」を企画財政課広報統計係へ提出してください。

8. 費用負担

参加者の負担金は、1人500円とします。

9. 内容の公開等

ミーティングの開催の様子、意見交換された内容の概要や要旨の全部又は一部を広報ながら、長柄町ホームページ、長柄町役場フェイスブックで公開することがあります。

10. その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、企画財政課長が別に定めます。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行します。